

◎障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(平成三〇年六月一三日法律第四七号) (参)

一、提案理由 (平成三〇年四月一七日・参議院文教科学委員会)

○委員以外の議員 (山本博司君) ただいま議題となりました障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案につきまして、発議者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

文化芸術を創造し、享受することは、障害の有無にかかわらず、人々の生まれながらの権利であります。文化芸術は、人々の心に直接的に訴えることにより、障害の有無による分け隔てなく、深い共感や相互理解をもたらすものであります。

近年、文化芸術の分野においては、アールブリュット、生の芸術等の呼称で、専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が注目されてきております。既成の概念にとらわれないこれらの作品の特性は、文化芸術の発展に寄与しておりますが、その中心となっているものは障害者による芸術作品であり、とりわけ、我が国の障害者による作品は、国際的にも高い評価を得ております。

現在、平成三十二年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けて、文化プログラムが実施されておりますが、両大会の開催を契機として障害者による文化芸術活動の推進に関する機運を高めていくことが重要であります。

本法律案は、このような視点に立ち、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、将来にわたって障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ろうとするものであります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術の鑑賞等を含め障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することを旨として行われなければならないこと等を定めております。

第二に、障害者による文化芸術活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないとしております。

第三に、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないとともに、地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならないとしております。

第四に、基本的施策として、国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動に関し、文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術作品等の発表の機会の確保、芸術

上価値が高い作品等の評価及び販売等に係る支援、権利保護の推進等の必要な施策を講ずるものとしております。

第五に、政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする等々を定めております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院文教科学委員長報告（平成三〇年四月一八日）

○高階恵美子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ろうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、障害者の文化芸術活動に対する支援の在り方、芸術家の自主性や表現の自由を尊重する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案は全会一致をもって、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案は多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成三〇年四月一七日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。
- 二、障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進に関する施策の一環として、障害者の鑑賞のために文化芸術の作品等に係る複製、提供等を行う事業の円滑化を図るため、著作権制度等について所要の検討を行うこと。
- 三、この法律で定める施策を講ずるに当たっては、障害者の作品等の評価に際し、既存の価値観にとらわれず、幅広い作品等の価値が認められるようにするとともに、その評価によって分断や差別が生ずることのないよう十分留意すること。
- 四、障害者文化芸術活動推進有識者会議の構成員には、障害者による文化芸術活動を支

援する団体の関係者や文化芸術活動を行う障害者本人が含まれるようにすること。

右決議する。

三、衆議院文部科学委員長報告（平成三〇年六月七日）

○富岡勉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであります。

……………（略）……………

両案は、参議院提出に係るもので、去る五月三十一日本委員会に付託され、翌六月一日、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案については参議院議員山本博司君から、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案については参議院議員松沢成文君から提案理由の説明を聴取した後、両案を一括して質疑を行いました。質疑終局後、まず、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案について採決を行い、全会一致で原案のとおり可決すべきものと議決し、次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。